

要 保 存

保護者 様

川崎市立住吉小学校

校長 近藤 由起子

大規模な風水害による緊急避難場所開設及び学校の臨時休業等の措置について（お知らせ）

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、令和6年8月の台風襲来時には、多くの市立学校において緊急避難場所が開設され、各地域で多数の市民の方が緊急避難場所を利用されました。また、緊急避難場所の閉鎖後には、その後の教育活動の安全確保のための様々な点検等を要する事態となりました。

今後同様の災害が発生し、市立学校で緊急避難場所開設した場合の臨時休業等の措置については次のとおり、教育委員会事務局から示されましたのでお知らせいたします。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

<臨時休業について>

- (1) 神奈川県内のいずれかの市町村等に「特別警報」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」、「降灰警報」または「大雨・河川氾濫に関するレベル4危険警報」（以下「特別警報等」という。）のいずれかが午前6時の時点で発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。
- (2) 特別警報等が発表されていない場合でも、児童生徒及び教職員に危険が及ぶ可能性がある場合には、人命を最優先に、教育委員会事務局と協議の上、臨時休業を判断します。
- (3) 午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で、市内鉄道会社全社（※）が計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業とします。
（※JR 東日本、東急電鉄）
- (4) 緊急避難場所が開設された場合、実際に大規模な非難があり、翌日からの教育活動が困難だと判断した場合にも、教育委員会事務局と協議の上、臨時休業を判断します。
- (5) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。
- (6) 上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。
(1)・(3)においては、市教委から一斉メールで連絡があります。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL422-5444）まで御相談ください。